

# 熊本県公報

第12964号  
令和2年(2020年)  
9月29日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 告示                                    |           |
| ○道路の区域変更                              | (道路保全課) 1 |
| ○熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部改正 | (監理課) 1   |
| ○熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部改正              | ( ) 2     |
| ○熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領の策定      | ( ) 2     |
| ○熊本県公共工事請負契約約款の一部改正                   | ( ) 4     |
| ○山鹿都市計画下水道の事業計画変更認可                   | (下水環境課) 5 |
| 公告                                    |           |
| ○肥料登録失効                               | (農業技術課) 5 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                | (建築課) 5   |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                | ( ) 6     |

## 告示

### 熊本県告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和2年(2020年)9月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和2年(2020年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名     | 区域を変更する区間                                       | 前後 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考            |
|-------|---------|---|----|-------------------|--------------|---------------|
| 一般県道  | 河内上津浦港線 | 天草市有明町下津浦字カリ又<br>4130番1地先から<br>同所<br>4306番1地先まで | 前  | 9.9<br>～<br>16.1  | 68.2         | 活力創出基盤<br>交付金 |
|       |         |   | 後  | 10.1<br>～<br>32.1 |              |               |

#### 2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)9月29日

### 熊本県告示第746号

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
令和2年9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領(平成21年熊本県告示第618号)の一部を次のように改正する。

第6条中「指名競争入札又は条件付一般競争入札(設計金額が5億円未満の建設工事に限る。)」を「価格競争方式による指名競争入札又は一般競争入札」に、「地質調査業務委託」を「地質調査業務」に改める。

第8条中「一般競争入札又は条件付一般競争入札(設計金額が5億円以上の建設工事に限る。)」を「総合評価落札方式による指名競争入札又は一般競争入札」に改め、「熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(平成16年熊本県告示第331号)」の次に、「及び熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領(令和2年熊本県告示第748号)」を加える。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

熊本県告示第747号

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
令和2年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領  
熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号）の一部を次のように改める。

- 1 中「第167条の10第1項」を「第167条の10の2第2項」に、「最低の価格をもって申込みをした者」を「価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者」に改める。
- 2 中「一般競争入札及び条件付一般競争入札（設計金額が5億円以上の建設工事に限る。）を「総合評価落札方式による一般競争入札」に改める。
- 4 中「第167条の10第1項」を「第167条の10の2第2項」に改める。
- 6 中「100分の85」を「100分の97」に、「100分の65」及び「100分の60」を「100分の90」に、「100分の20」を「100分の30」に改める。
- 7 中「入札から」を「調査通知（様式2）の日から」に、「（様式2～12）」を「（様式3～13）」に、「（様式2）」を「（様式3）」に、「（様式3）」を「（様式4）」に、「（様式4）」を「（様式5）」に、「（様式5）」を「（様式6）」に、「（様式6）」を「（様式7）」に、「（様式7）」を「（様式8）」に、「（様式8）」を「（様式9）」に、「（様式9）」を「（様式10）」に、「（様式10）」を「（様式11）」に、「（様式11）」を「（様式12）」に、「（様式12）」を「（様式13）」に改める。
- 9 (1) 中「（様式13、14）」を「（様式14、15）」に改める。
- 9 (2) エ中「（様式13～15）」を「（様式14～16）」に改める。
- 11 中「第167条の10第1項」を「第167条の10の2第2項」に改める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

熊本県告示第748号

熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領を次のように定める。  
令和2年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領

- 1 趣旨  
この要領は、県が発注する建設工事に係る測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び公共土木施設の維持管理に係る業務の委託（以下「建設コンサルタント業務等委託」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる場合の手続（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定める。
- 2 対象業務  
この要領による低入札価格調査の対象となる建設コンサルタント業務等委託（以下「対象業務等委託」という。）は、総合評価落札方式による指名競争入札に付するものとする。  
なお、上記以外の建設コンサルタント業務等委託についても、必要があると認められるときは、この要領に定める手続に従い、対象業務とすることができる。
- 3 低入札価格調査基準価格の設定  
低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、原則として、次に定める額とする。  
(1) 建設コンサルタント業務等委託（公共土木施設の維持管理に係る業務の委託に限る。）にあっては、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（



- とところによるものとする。
- 8 契約審査委員会の審査結果に基づき、落札者の決定等
- (1) 審査の結果、最低価格入札者が最低価格入札者として認められる場合の措置  
 審査の結果、最低価格入札者が最低価格入札者として認められる場合の措置  
 認められたときは、直ちに最低価格入札者を落札者として決定し、その旨を入札者全員に対して通知するものとする。(様式12、13)
- (2) 審査の結果、最低価格入札者が最低価格入札者として認められる場合の措置  
 ア 6に定める調査資料の提出がない場合又は審査委員会がその価格をもっては契約の内容に適合した履行がされ、最低価格入札者以外の者(以下「次順位者」という。)を落札者とせず、予定価格の制限のない範囲内において、最低価格入札者を落札者として決定するものとする。
- イ アの場合、次順位者が調査基準価格未満の価格の入札者であったときには、6以降と同様の手続による。
- ウ 次順位者を落札者に決定したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。(様式12~14)
- 9 最低価格入札者との契約に係る措置  
 契約当課は、8の(1)により契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。また、適正な履行の確保のため、必要に応じて、重点的な監督や厳格な検査を実施するものとする。
- (1) 業務委託料の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前金払の金額を業務委託料の10分の2以内とすること。
- (3) 管理技術者は専任(他の管理技術者、照査技術者及び担当技術者等との兼任は不可)で配置しなければならず、なお、配置する管理技術者は、入札公告日又は指名通知日において調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)にあること。また、届出のあった管理技術者の変更は原則認めないこと。
- (4) 受注者は、当該低価格入札者より照査(以下「第三者照査」という。)を実施させるものとする。この場合において、第三者照査を行う者は、別紙第三者照査を行う者の要件を全て満たす者でなければならない。
- 10 入札参加者への周知  
 指名通知に、次に掲げる事項を記載することとする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる調査基準価格を設けていること。
- (2) 調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならないこと。
- (5) 調査基準価格未満の価格で契約する場合は、契約の保証の額を業務委託料の10分の3以上とすること。また、前金払については業務委託料の10分の2以下とすること。
- (6) 管理技術者は専任(他の管理技術者、照査技術者及び担当技術者等との兼任は不可)で配置しなければならず、なお、配置する管理技術者は、入札公告日又は指名通知日において調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)にあること。また、届出のあった管理技術者の変更は原則認めないこと。
- (7) 受注者の管理技術者の配置を要する業務においては、当該低価格入札者が自ら行う照査とは別に、第三者照査を実施させるものとする。この場合において、第三者照査を行う者は、別紙第三者照査を行う者の要件を全て満たす者でなければならないこと。
- 附 則  
 この要領は、令和2年10月1日以降に行われる公告その他の契約申込みの誘引に係る契約について適用する。

熊本県告示第749号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。  
令和2年9月29日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款  
 熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「現場代理人、主任技術者及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）  
 (3) 監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）  
 (4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）  
 (5) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）  
 第10条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第5項とする。  
 第12条第1項及び第2項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改める。  
 第20条の次に次の1条を加える。  
 （著しく短い工期の禁止）  
 第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。  
 第36条に次のただし書を加える。  
 ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。  
 第43条第4号中「に規定する主任技術者（監理技術者）」を「第2号から同条同項第4号までに規定する監理技術者等」に改める。  
 第58条第2項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改める。  
 附 則  
 この約款は、令和2年10月1日から施行する。

熊本県告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年（2020年）9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 山鹿市
- 2 都市計画事業の種類 山鹿都市計画下水道事業 山鹿公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和44年（1969年）12月9日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

公 告

熊本県公告第575号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 登録番号       | 肥料の種類     | 肥料の名称      | 保証成分量 (%)                | その他の規格                              | 生産業者の氏名又は名称及び住所              | 失効した年月日         |
|------------|-----------|------------|--------------------------|-------------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 熊本県肥第1092号 | 炭酸カルシウム肥料 | 18.0炭酸苦土石灰 | アルカリ分：55.0<br>可溶性苦土：18.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 安田石灰工業株式会社<br>熊本県八代市花園町9番地14 | 令和2年（2020年）7月1日 |

熊本県公告第576号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市境目町字柳町440番、同441番、同442番1、同448番1、同449番、同450番1及び水路の一部  
4,585.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区世安町361番地2  
株式会社みらいコンシェルジュ

---

**熊本県公告第577号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町沖野一丁目5666番189  
994.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市西区城山大塘二丁目3番10号  
株式会社N・I・G